

ラスキーに於ける国家権力の問題

高尾正男

ハロルド・ラスキー (Harold J. Laski) らが学問的活動を開始した二十世紀の十年代のイギリス思想界では、ベンサム (Jeremy Bentham) 流の伝統的個人主義が退潮して、国家の意義や役割をある程度容認して、国家と個人の調和をはかろうとする考え方が興ってきた。十九世紀の末期には、未だ国家を信頼しないという思想が正統とされ、自由放任政策が広く支持されて、国家による保護貿易を主張する立場は、完全な異端としてしりぞけられていた。「自由放任」とは、一方では、内政面で国家活動をギリギリの最少限にまで制限し、他方では、対外関係で自由貿易と国際友好を推進しようとする政策である。

ところが、このような個人主義的自由主義は、1880年以後は次第に消え去って、やがて、国家を信頼して国家機能の長所を認め、個人自由の貫徹のためには、ある程度、国家の干渉も己むを得ぬ、とする干渉主義が従来立場に代わって代わろうとした。第一次大戦後のイギリス思想界では、一般にかかる干渉主義が台頭して、国家信頼の立場がむしろ正統とされ、アナーキズムの傾向は逆に批判されるという空気が生じた。

即ち、ベンサム流の個人主義は、あまりにも強く個人的単位を重視して、国家を単に原子的個人の集計に過ぎないものとして、反面、国家を構成する「集団」の存在に留意しなかった。個人は、単に原子的個人としては、もはや、個人的自由の実現を期待することができない。それはかえって、個人の集りである集団において可能であることが、発見され始めた。たとえ、人は個人至上主義者であっても、最早、それは団体的個人主義者の意味でなければならなくなった。かつての個人と呼ばれるものは、今や集団にとって代わられつつある。も早、人間対国家の時代ではなく、

集団对国家の時代である、という考え方は、個人主義の行きづまりを語ると同時に、個人が集団を介して、自己の面目を取りかえそうとする、新しい個人主義の発芽でもあったわけである。

バーカー (E. Barker) は、こうした集団の役割に注目して、国家と集団との関係について一種の連立主義 (Federalism) を提唱した。彼は、当時の思想家達の間で唱えられはじめたこのような連立主義を支持して、次のように語った。「最近連立主義についての論議が多くなった。この論議の背後にある感情は、単一主権をもつ単一統合国家というものは、實際生活にはほとんど適合しないのではなからうか、という疑念である。われわれの感ずるところでは、どの国家も一種の連立社会であって、その領域内に色々さまざまな民族集団、さまざまな教会、さまざまな経済組織を包含して、それぞれのものが各成員の上に統制の方法を実施しているものと考える。」<sup>①</sup> ① こういう集団と国家の関係についての新しい認識は、集団の価値と存在意義を強調する余り、国家を否定したり、国家の意義を過少評価したりするものではない。かえって、むしろ、国家はそれなりの目的と意義に照らして、集団と協力しつつ、その機能と役割を發揮すべきものであることを、承認しようという考え方に立っている。すなわち、バーカーのいういころを続けると、「最近の社会主義は、単一の中心から管理される一元的集産主義 (Collectivism) の道を放棄してしまった。それは、ギルド (Guild) という名の集団を育成している。しかし、一方では国家を生産手段の終局の所有者と考え、同一職業の労働者から成る各ギルドのためには、受託者としてこれら生産手段の使用監理権を認めようとする。又、一方では、国家に対して文化の促進という任務を与え、ギルドのためには、経済生活の統制という任務を要求しようとする。この新社会主義において、労働組合は自由団体なることを宣言し、彼等自身の目的を遂行しながら、自由に自己の生活を発展させるわけである。」<sup>②</sup> ② ここでバーカーも認めるように、同一職業に従事する労働者の組合が、自主

的に生産の監理者となって、経済生活をコントロールするという、いわゆる集団の機能的活動が各方面に発達してきて、こういう傾向をなんらかの形で承認して、これを経済的、または政治的理論の基礎に置いて、新しい社会理論の構成を試みることは、当時の学者達の急務と考えられたのである。この際、国家もやはり、一個の機能的集団と考えられるのは当然であって、国家だからといって、決して他の社会集団に優位する絶対的存在ではなく、教会、労働組合、消費組合、市会、学校などは、一つの機能団体として、その各々が相互に独立して他団体に従属することなく、他の団体と協力して活動するとき、その目的を最もよくはたすことができる、考えられた。したがって、国家も、この立場から論ずれば、単なる相対的権威にすぎざるもので、他の権威を圧して、これに勝手な命令を下すことなどではできないものではない、という理論がおこっても、不思議とするに足らないであろう。

国家といえども、要するに、一個の団体 (association) と考えらるべきものであって、他のアソシエーションに協力しつつ、共同体 (community) の一員として、共同生活の統制をおこなう制度にほかならぬもので、国家にその特殊の機能として、立法権がみとめられるならば、同一の意味において、他のアソシエーションにも、その機能の範囲内において、立法権がみとめられても不合理ではないではないか、すべての形式の団体は、その重要さに応じて、国家同様に立法行為に対して、社会的地位が得られるものと考えられたわけである。<sup>⑧</sup>

当時の社会理論の中には、国家の主権性、絶対性に対して、極端な反対を唱えているものもあるが、その場合はむしろ、社会的諸集団の社会的役割が新しい角度で注目された結果、個人主義の遂行が単なる個人においてなされるのではなく、グループスを介してはじめて、その目的を達することができる、ということが新しく認識されることになったからである。そこで留意すべきことは、これら一連の理論の中には、国家不信、または、国家否定の態度は存し

ないということである。アナーキズムに対しては、むしろ批判的な態度に出ており、コールやラスキーのように、国家の主権性を強く否認する見解は存在しても、国家を抹殺するような理論は、生じなかった。国家の主権性を否定したのは、逆に従来まで注目されることの少なかった集団 (Groups) の主権性を強調せんがために、それと対照的に国家の主権性を否認しようとするものであって、このことによって、反対に諸集団の権威と価値が、増大したとも見られるわけである。

II

自由放任政策を建前とする以上は、国家による個人の干渉は、これができるだけ、抑制する必要がある。個人の経済的活動はいうに及ばず、政治、文化、宗教のあらゆる領域において、国家の干渉や統制は、これができるだけ、排除して、個人的活動の範囲を拡張しなければならない。国家は、個人の自由活動が百パーセント可能になるよう、このために設けられた一種の制度のようなものであって、在っては困るが、またなければ具合も悪い、といった、まことに厄介な、一種の必要悪的存在である。しかし、すでに、時代は移り、社会状況の変化が著しく認められる今日において、相変らず、国家を継子あつかいにすることが、はたして妥当であらうか、このことの反省が国家論や社会理論の上に、国家役割の再認識として登場し、個人と国家の関係について、完全なる個人主義の立場を放棄させることになったのである。個人の自由と幸福の追求は、も早、一人一人の個人が個々別々におこなうことは、不可能になった。それは集団的活動を介してはじめて、その目的と意味を獲得することができる。早くも、自由の実現は集団的組織において、労働者は組合的組織において、同職者はギルド的協会において、宗教的行事は各宗派、各教会の自立的活動

において、実際に着々と成功をおさめているではないか、ことは宗教的、経済的問題に限らず、政治的問題においても、地方分権的傾向が著しくなり、又、小民族集団に対する政治的権限の大幅移譲、というような現象もみられようとしている。

このような社会状況の変化と相俟って、集団的活動のもたらす實際的效果が社会学者や政治学者らの注目する所となり、人類生活に自由と幸福を約束する真実の方途があらたに生誕したかに見られた。この意味においては、国家と、いえども、最早、特殊の集団ではありえない、また、あつてはならない。このものは究極において、人間的自由と幸福を保証する生活方式なのである。コミュニテイの生存を人間生存の基本とすれば、国家はこのコミュニテイの域内に生起した、一種の意識的集団であつて、明確な目的を有して、その目的、すなわち、その機能の範囲内において、結成された一種の形式的団体というほかになく、この限りにあつては、その他のアソシエーションズと、その本性において何等異なるものではないはずである。国家がコミュニテイの包括的、綜合的組織として、一段違った場所から諸他の組織に命令を下すなど、ということとは、もつてのほかであつて、国家が厳然と君臨して諸他の団体の上に主権的横暴を振舞うなどは、人間生活の破壊にもひとしい、というほかないのである。国家は、国家として、その目的の範囲内において、他の団体と平和的に共存してこそ、真の国家的面目が存するというものである。このような社会学説乃至は国家論が当時のイギリス社会に出現したことは、非常に興味あることであり、一般に、多元的国家論(P pluralistic Theory of the State)の名前で総称されることになった。多元論者の中で国家の主権性を制限しようとする方向に歩んだ学者のなかでは、ラスキーなどは、最も急進的分子の一人であつた。コールなども、国家の主権性を否認する上では、ラスキーに劣らぬものがあるが、国家の主権などには余りこだわらず、むしろ、集団の役割や任務を重視し

て、これを積極的に弁護しようとしたのが、パーカーらであった。パーカーなどの所説を見ると、国家と集団の優位云々などに触れる処はあまり見当らず、国家の主権性や絶対性を特に峻別するようなこともなく、国家と集団の上位関係などの問題は曖昧になっている観がある。

## III

個人的自由の実現は、最早、楽観的な自然法的観念に頼ってはいては、画餅に似たものとなり、空虚な一巻の夢物語に終わってしまうであろう。無制限な自然権の主張は、世界も広く、交通機関・産業・技術などの成長がまだそれほどでもなかった時代にあつては、その存在意義は十分に認められてよいものであつた。また、このことによつて、各人は各人の人間的自由を十分に伸ばすこともできず、これこそ、人類全体の進歩と福祉に役立つ大きなエネルギーの源泉であつたのである。文化的幸福と社会的福祉を望む人間の欲望は、別段、近代の特殊現象というものでもなく、これは歴史の存在するかぎり、あらゆる時代の人間の欲望であり、実に歴史推進の母体と言つてもよろしいのである。

このような人間的幸福を享受できる為めには、何よりもまず、政治的保障が存在しなくてはならない。抽象的、観念的自由の享樂ということは、たとえあり得ても、それは恐らく実効の伴わぬ、永続性のない、一時の快樂に終ること、が多いだろう。歴史的に、または社会的に、ある一定の民族に、ある一定の階級に、自由の実現と文化の創造が見られるということがあれば、その場合はかならず、そこに、それを保障し、それを可能にするところの政治的自由というものが成立しておるはずである。古代アテネの文化的絢爛は、自由なる市民に与えられた政治的保証がこれをもたらし、といつてもよいだろうし、イオニアの自然学は、東部地中海を制する商業ブルジョアジーの政治的特権が生

み出した賜物と、いってよからう。イタリアルネサンスにおける豪華な文化的諸作品は、自由なる商業市民と、それをカヴァーする政治的組織がなければ、到底、陽の目を見ることはできなかったであろう。

すべてそのように、人間の自由の獲得と実現の前には、政治的保障が随伴するものであるが、それは大抵、このよ  
うな自由の障害となる古き特権的政治制度や封建的束縛からの解放とかたちで始まるものである。政治的自由と  
いうのは、先づ、このような解放運動からはじまり、それが成功すれば、その次にその状態を安定させ、永続させる  
ための、理論や運動が準備されるに至る。自由は、まづ、不自由を打破し、そこから自分を解放することからはじま  
るけれども、いつの間にか、自分の行き過ぎを反省して、今度は逆に、自分を規律するようになる。安定とか、秩序  
とかいう言葉は、たいてい、自由を満喫した時に、自分から吐くところの自製の言葉なのである。近代啓蒙期におけ  
る自然権の主張が、政治的解放運動の理論的武器として使用されたことは、いうまでもないことである。もっとも、  
その時代には、勃興期資本主義の花形役者たる近代市民の、人間的自由を獲得しようとする、大きなエネルギーが胎  
動していたことを見逃すことはできない。一度政治的発言権を奪取すれば、これに拝跪し、これを礼讃するだけでは  
意味がない。これを権力的に組織化し、安定的な制度に構築する必要があるわけで、議会民主主義の理論、立憲民主  
制論、法治国家論などの学説は、すべて近代市民の政治的自由を意義あらしめ、これを永続的な価値として承認せん  
とする、理論的構成と考えてよろしからう。

然し、こういう政治的自由の恩恵に浴したのは、実は、一部の人間、即ち、近代市民階級であって、この恩恵のゆ  
えに、彼等はまた、そこにすぐれた文化を建設することができたのである。自由と文化の関係はここにおいても裏切  
られることはなかった。彼等が、しかし、自由の永続を願おうとすればするほど、それに与ることを知らない人々の



層が増すばかりであった。ここで政治的イニシアティブを現実にとつたのは、いわゆる、新興ブルジョアジーと称せられる階級であつて、中央集権的な近代国家の成立と産業革命のもたらす利潤の増大によつて、益々自己資本を蓄積し、貴族や地主階級による寡頭的支配に対して、大いに抵抗を試みるに至つた。また彼等は、自由放任政策を堅持して、経済的自由を叫び、国際的に自由貿易を、国内的には営業の自由を唱道して、国家権力の干渉を極端に排斥した。政治的分野においては、同様に非干渉主義を呼号して国家権力の介入を極度に制限し、法的拘束力をかりて国家権力のおよぶ範囲と、その行使の方法とを明確に定めようとした。こうして彼等の社会的地位の向上と発言力の増大とは、1832年英国における第一選挙法改正の示すとおりであつたわけである。

ところが、ブルジョアジーの社会的進出と政治的特権は、これらの人々の自由と財産を保証することはできて、反対に、労働者階級や一般の勤労者階級は、生活の不安に直面して、自由という言葉は、かえつて、これらの人達とつて桎梏の文句となつてきた。古典学派の唱える経済的自由主義と予定調和の学説は、結局は、資本家達の資本蓄積を応援するようなものであつて、その学問的見通しはあまりにも樂觀的であつたといわなければならぬ。自由競争の結果、最も不利益を蒙るものは、言うまでもなく、労働者や勤労大衆である。自由平等の標語は自然法的命題として永遠の真理たることは疑いないとしても、現実に自由と平等を享樂しているのは、資本家階級であつて、一般の市民は慨して、この埒外におかれている。加うるに、技術革新と産業革命の進行は、産業界に活況をもたらし、労働者や勤労大衆の収入も増大して、教育や教養の面でも向上の傾向があらわれはじめた。これらの新しい市民層の増加は、当然除々に大きな波紋を描いて、一つの社会問題に発展し、これを等閑に附すことは、最早、政治的に殆ど不可能にまで進展してきたのである。デイズレーリ (Benjamin Disraeli, 1804-1881) のかかげた民衆の原則 (popular

principles) は、一般福祉に必要な義務から逃れんとする自由主義 (liberal opinions) に対して、人民の福祉を図ろうとする新しい統治原理であった。<sup>④</sup> かかる民衆の原則に立って、彼は労働者の道徳的要求に耳を傾け、社会福祉的立法を矢継早に制定して、労働者の社会的不安の解消に努めたが、なかでも、1867年の第二次選挙法改正は、イギリスにおける大衆民主主義の開幕を告げるものとして、高く評価されるものであった。かくして、1875年頃から始まるベトナム的自由主義は、1870年頃には一応の終末をとげ、一般にこの頃から、イギリスではレッセ、フェールが退潮して、コレクティヴィズムの時代に移行したわけであるが、尤も、かかる国家的社会政策の成功の背景には、イギリスの対外的膨脹と、帝国主義的リアリズムが一層の拍車をかけたことは見逃せない事実であろう。<sup>⑤</sup>

#### IV

ディズレーリによる第二次選挙法改正につづいて、1884年には、グラッドストーン (Gladstone) による、いわゆる第三次選挙法改正が実施され、ここに長年懸案の産業労働者の政治参加という課題が解決をみるに至った。この頃は、すでに、大陸の社会主義的思想も英国に輸入されて、プルドン (Proudhon) やマルクス (Marx) らの共鳴者もあらわれて、社会主義的思想は漸次、レッセ、フェールを追放するかに見えた。このような情勢下にあつて、英国的伝統に立ちつつ、特色ある社会主義を唱道したのが、シドニー・ウェブ (Sidney Webb) やバーナード・ショウ (Bernard Shaw) を主要会員とする、フェビアン協会 (Fabianism) であった。フェビアン主義者は、1884年、協会を創立し、論文を刊行して大いに社会主義の宣伝につとめ、コレクティヴィズムを主張して個人的利益の国家的調整の必要を力説したが、彼等が無政府主義やマルキンズムから多くの滋養を摂取した事実是否定できないとして

も、何といつても、その基本的信念は、つとに先輩のミル (J. S. Mill) から継承したものに、彼等の論説の重点とみられるものは、「資本」よりも、むしろ「土地」であったというべきである。それゆえに、ミルに倣つて地主の取得する地代の不労増価に對して、酷しい攻撃を加え、地代に関する漸進的社會化政策を採用して、いわゆる、社會的に創造された価値というものを重要視して、利子や使用料の國家移管を唱えるに至つた。<sup>⑥</sup>

フェビアン派は一般に漸進的改革を好み、その関心の標的も資本主義にともなう労働爭議や組合運動にあるのではなく、イギリスに根を張る大地主の、地代取立てによる不労所得にあつた。然し、すでに、資本主義による弊害は各所におこり、フランス的サンディカリズム (Syndicalism) の影響は、この國にあつても拭い去ることはできなかった。フェビアン主義の微温的な社會化政策に飽き足らず、まだ幾分因習的な風味をただよわす、この進歩的思想に對して、最早、新しい二十世紀はかなりの感覺的な隔りをもつていたのである。ここでは、經濟の國家的管理という社會化方式そのものが批判され、國家を社會主義の機関として認める考え方には、反對の態度が表明されはじめた。

かえつて、經濟的デモクラシーの立場が貫かれ、中世的ギルドの經濟自律主義などが参考にされて、各種經濟團體の自主的運営と自律的統制による經濟界の再編成が待望された。いわゆる、ギルド社會主義 (Guild Socialism) の立場はかかる見解に立脚するものであつて、集團による自己統制と、集團によるデモクラシーという考え方が、その根本信条になつてゐる。この意味では、たとへ、社會主義的政策であつても、國家がこれらの集團に優越して、主權的立場から經濟政策を施行することには反對であつて、もし、この政策がとられるならば、それはむしろ、デモクラシーの精神に反し、經濟的自律主義を破壊するものだ、と考えられた。ギルド社會主義では、その意味で、社會主義よりも職能主義が尊重され、現代國家は優越的な法的主權というのではなく、諸ギルドより成る一つの社會となつて

しまった。然しながら、その国家も一つの大きなギルドにほかならぬ。諸ギルドを包含した一つの社会である。機能的な役割を果しながら、そのもの自体がそこに実在する実体であり、それはまた一つの重要な存在でもあるわけである。ここに、階級的立場から、国家の撲滅を企図するサンディカリズムに対して、本質的相違が存するわけで、ギルド主義のイギリス的特質をうかがうことができよう。<sup>⑦</sup>

資本主義と民主主義の進行がかえって大衆の社会的台頭をうながし、単なる古典的な自由放任主義の遂行は、既に一つの壁に突き当り、社会的状況の変化に対応して、この矛盾を解決するような新しい社会学説内乃は政治理論の構成が、必然的に為されなければならなかった。大衆社会の発達は、当然、民主主義の拡大をうながし、その規模の増大と内容の複雑化が、かえって、権力の集中と強化を喚び起して、大衆社会そのものが、権力の道具として翻弄されることになり、実質的には民主主義の否定という、逆説的な現象がおこることになる。独乙などでは、実際に民主主義が否定されて、強力な独裁的国家権力が大衆を自然の断片として取扱ってしまった。

独乙とはちがって、伝統的に個人主義、自由主義の強固な地盤の上にはぐくまれたイギリス社会などでは、大衆の自然化などは簡単にはおこりようがなかったけれども、選挙権さへ得られるならば、人間生来の理性と相俟って、必然的に自由平等という報酬が確保されるだろう、というような樂觀的な見方をするベンサム個人主義でさへも、ラスキーなどには大いに疑問とされたのである。<sup>⑧</sup>

大衆の社会的進出といっても、独立的な個人の数が増加したというだけではなく、利害関係の上では、むしろ何らかの社会集団に属して、個人的自由を貫徹しようとする集団的個人としての自覚が発生したところに、イギリスの大衆社会の特色が存するのであって、集団に媒介された新しい自由の自覚と、これを育成するための団体的自律行為

と、自主的経営権の擁護、という立場が、社会経済学説などによって新しく注目されて、大衆化による弊害から自己を救うための唯一の道程となった。

ここで当然起ってくる大きな問題は、かかる集団と国家との関係である。国家的主権と集団的自主権がどのように調和するか、あるいは、全く調和しないか、調和しないとすれば、国家主権を否認するほかはない。この立場を貫くに最大のエネルギーを費したのが、ラスキーであった。

ラスキーの国家主権否認論がいかなる背景から生れたか。この問題は今日でも、学者の関心をよびおこしている。このことを、単にギールケ (Gierke) 思想の影響だ、と見る学者もいるだろうし、1914年、大戦勃発とともに、イギリスを風靡した理想主義的国家論に対する反対だ、とする見方もあろう。あるいは、さらに、大戦の原因をつくった独乙軍国主義に対する嫌悪と、プロシヤ国法学に対する反感、ひいては、それらの精神的支柱とも見做されるヘーゲルの国家至上主義への挑戦、というようなことが一般的通説として掲げられるのが普通である。然し、何故ラスキーが他人よりも積極的にこのアイディアの発見に努めたか、ということとは、単なる反感とか、挑戦とかでは片付けられぬ、さらに深い根本的理由によるものであることが、見出されて然るべきであろう。<sup>⑨</sup>

ラスキーの多元的国家論が彼の強靱なる自由への確信、ことに、イギリス思想界に根深く浸潤した自由主義的個人主義の伝統に培われたものであることは、否定しようもなからう。それゆえに、彼が初期の作品において一貫して示した主権への関心が彼本来の自由主義に対する確信から生れたことも容易に首肯できるわけである。<sup>⑩</sup>ラスキーはその意味でも、グリーンの薰陶をうけた、イギリスの代表的な理想主義者である、といっても過言ではあるまい。従って、かれ自身、単なる否認や破壊を好んだのではなく、むしろ創造的、建設的な精神をもって、現代の理想的国家構造の

描写と、その実現に貢献しようとしたのである。それゆえ、決して、かれは、国家そのものの否定や抹殺をこころざしたのではなく、国家はかえって、彼の理論体系の中では生かされているともいふべきで、国家権力の存在も、理想的な最善の社会の維持と発展のためには、むしろ是認さるべきものと考えられている位である。

彼が最大の弊害として極力排撃したものは、こういう権力が過度に集中して、いわゆる、法的主権として対外的にも、対内的にも絶対独立的に、最高無制約の行動をとることである。こういう形式的に固定した法学的主権性が、相変わらず国家の根本原理とされ、人間生活部門の全体を包摂して、無制限な命令を発してこれを圧迫するならば、市民の福祉はどうなるか、主権国家の概念は全く人類の利益と相容れないものである、と考えられた<sup>11)</sup>。そこで、彼は、権力の存在理由は認めても、これに対する大衆の監視を厳しくし、権力の正当な発動と行使がなされるよう、権力に対する制限的方法を考え、責任国家の原理を明らかにしているのである。<sup>12)</sup>

大戦後、とくに、1925～1930年頃のラスキーの学問的活動は主権的問題に向けられるよりも、むしろ権力(power)への興味が主権問題に代らうとしている。「若し、主権概念が完全に放棄されるならば、政治学にとっていつまでも恩恵をほどこすことになるだらう。われわれが取扱う問題は、権力である。権力の本性で重要なことは、権力が奉仕せんとする目的及び目的に奉仕せんとする方法である」この一節からも察せられるように、ラスキーの関心の標的は権力に置かれたとも見らるべきで、この権力の合理的再編成と組織化ということが、新しい学問的課題となってきた。

既に1920年頃からフェビアン派ことにシドニー・ウェブ(Sidney Webb)らとの交渉が盛んとなり、英国労働党に参加するなど、実践的、政治的分野から得られた諸経験が、さらに、ラスキーの理論的背景を豊富に盛り上げていた。彼の見るところでは、富の生産、分配などにともなう経済的不平等、階級的対立というような現象は明らかに社

会悪であり、国家は自己の目的に照らしても、この弊害を除去するための最善の方策を講じなければならない。国家というのは、実に、消費者の利益をまもる、ということがその本来の職能でなければならぬのであって、市民には各自の生活に必要な最少限度の財産が保証されるように、国家はこれら市民の相反する欲望を調整し、経済諸団体の利害関係を統制する必要があることを力説している。<sup>④</sup>このために、かえって国家に対しては、これに耐えうる強力な権力が要請されることにもなり、ラスキの多元論にどことなく、正統国家論の蔭影が差し込んできた観を、看過することなどはできぬであらう。

- (1) E. Barker, *Political Thought in England, 1848-1914*, p. 158.
  - (2) E. Barker, *op. cit.* p. 158.
  - (3) G. D. H. Cole, *Social Theory*, 1923, p. 1-117.
  - (4) 小松春雄「インジヤミン・キヌズーリの思想と行動」政治思想における西欧と日本（南原繁先生古稀記念論文集）所収、p. 181.
  - (5) 小松春雄「前掲論文」p. 207.
  - (6) E. Barker, *op. cit.* p. 188-192.
  - (7) E. Barker, *op. cit.* p. 199-200.
  - (8) H. J. Laski, *A Grammar of Politics*, p. 16.
  - (9) H. A. Deane, *The political Ideas of H. Laski*, p. 18-19.
- 著者はラスキの関心が直接主権国家とどうよらぬ、資本主義国家に向けられていると見て、資本主義国家に内在する権力的矛盾を突くことによって彼が主権国家の概念に挑戦したものと考えている。
- (10) 堀豊彦教授はラスキの多元論において、ラスキの主権への関心とどうよらぬことを特に重視している。
- (11) 堀豊彦「多元的国家論」政治思想における西欧と日本（上巻）所収論文、p. 242以下。
- (12) Laski, *op. cit.* p. 64.
- (13) Laski, *op. cit.* p. 74-80.
- (14) Laski, *op. cit.* p. 44-45.
- (15) Laski, *op. cit.* p. 79.